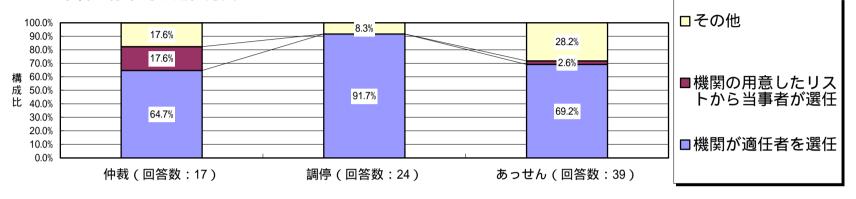
主宰者・代理人の選任手続の状況

主宰者の標準的な選任方法



代理人の選任の可否

(複数に該当する機関あり)

(有効回答数)	46	
	機関数()	/
代理人には特定の資格が必要	10	21.7%
代理人選任には機関の許可が必要	9	19.6%
その他何らかの制限あり	7	15.2%
制限なく代理人に選任可	11	23.9%
代理人の選任不可	14	30.4%

(注)合意に至った事例と不調に終わった事例の間で、代理人の選任割合に顕著な差異があったとする機関は、回答のあった22機関のうち6機関であった。

(注)代理人を認める機関における代理人選任率は、相手方に代理人がつく割合を10~20%程度、一方のみに代理人がつく割合を10~30%程度とする機関が多かった。